

社会福祉法人慈光会 役員等の報酬に関する規程

慈光会役員等の報酬については、認定こども園運営費および補助金に理事等役員人件費は含まれないことを鑑みて、園児処遇ならびに職員処遇を最優先課題として、役員等は当分の間、無報酬でその務めを果たすこととする。

附則

平成 28 年 9 月 1 2 日 制定・施行